

第 27 期

計 算 書 類

自 2019年 4月 1日

至 2020年 3月 31日

住所 東京都渋谷区富ヶ谷1丁目 16 番4号

社名 株式会社 放送衛星システム

貸借対照表

〔2020年3月31日現在〕

株式会社 放送衛星システム

(単位 千円)

＜資産の部＞		＜負債の部＞	
科目	金額	科目	金額
流動資産	17,625,469	流動負債	7,388,217
現金及び預金	15,804,868	1年以内に返済する	
売掛金	1,093,220	予定の長期借入金	5,120,000
貯蔵品	498,964	未払金	1,236,774
前払費用	158,415	未払法人税等	864,479
為替予約資産	71,706	未払事業所税	2,267
その他	44	未払費用	164,570
貸倒引当金	△ 1,751	その他	126
固定資産	52,599,498	固定負債	30,744,039
有形固定資産	51,840,091	長期借入金	28,920,000
建物	2,538,782	預り保証金	1,072,921
建物附属設備	2,305,701	退職給付引当金	93,513
構築物	1,739,243	金利スワップ債務	480,415
放送衛星	64,574,695	資産除去債務	177,189
機械及び装置	25,147,040		
工具器具備品	1,929,260	負債合計	38,132,257
減価償却累計額	△ 62,536,655	＜純資産の部＞	
土地	193,748	科目	金額
建設仮勘定	15,948,275	株主資本	32,376,272
		資本金	15,000,000
無形固定資産	75,650	利益剰余金	17,376,272
電話加入権	3,046	利益準備金	420,000
ソフトウェア	72,507	その他利益剰余金	16,956,272
その他	96	繰越利益剰余金	16,956,272
投資その他の資産	683,755	評価・換算差額等	△ 283,562
敷金	29,838	繰延ヘッジ損益	△ 283,562
長期前払費用	219,513		
繰延税金資産	434,403	純資産合計	32,092,710
資産合計	70,224,967	負債及び純資産合計	70,224,967

損 益 計 算 書

〔 自 2019年4月 1日 〕
〔 至 2020年3月31日 〕

株式会社 放送衛星システム

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高		
基幹放送局提供収入	9,066,230	
アップリンク・EPG受託収入	4,271,941	
管制・運用業務受託収入	80,000	13,418,171
売上原価		9,859,059
売上総利益金額		3,559,112
販売費及び一般管理費		613,771
営業利益金額		2,945,341
営業外収益		
受取利息	114	
雑収入	9,526	9,641
営業外費用		
支払利息	554,004	
支払手数料	4,000	
雑損失	1,253	559,258
経常利益金額		2,395,724
特別利益		
受取契約解除料		508,591
税引前当期純利益金額		2,904,315
法人税、住民税及び事業税	937,322	
法人税等調整額	△ 43,984	893,338
当期純利益金額		2,010,977

株主資本等変動計算書

〔 自 2019年4月 1日
至 2020年3月31日 〕

株式会社 放送衛星システム

(単位 千円)

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計		
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		繰延ヘッジ損益	
当期首残高	15,000,000	390,000	15,275,295	15,665,295	30,665,295	△ 267,308	30,397,986
当期変動額							
剰余金の配当			△ 300,000	△ 300,000	△ 300,000		△ 300,000
利益準備金の積立て		30,000	△ 30,000	-	-		-
当期純利益			2,010,977	2,010,977	2,010,977		2,010,977
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						△ 16,254	△ 16,254
当期変動額合計	-	30,000	1,680,977	1,710,977	1,710,977	△ 16,254	1,694,723
当期末残高	15,000,000	420,000	16,956,272	17,376,272	32,376,272	△ 283,562	32,092,710

個 別 注 記 表

（ 自 2019年 4月 1日
至 2020年 3月 31日 ）

株式会社 放送衛星システム

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①デリバティブ等

原則として時価法によっております。

当社が行っているデリバティブ取引は、ヘッジを目的として実行したものであります。

②たな卸資産

貯蔵品：総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産：定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物…………… 17～38年

建物附属設備… 8～18年

構築物…………… 10～60年

放送衛星……… 13年

機械及び装置… 6～9年

工具器具備品… 3～15年

②無形固定資産：定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては、過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

将来の退職金の支払いに備えるため、退職手当支給規程に基づく期末自己都合要支給額を引当計上しております。

(4) 放送衛星等の調達に要する借入資本の利息の処理方法

稼動前の期間に属するものは、取得原価に算入しております。なお、当事業年度に建設仮勘定に計上した支払利息は138,853千円となります。

(5) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法：繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップのうち特例処理の要件を満たしている取引につきましては、特例処理を採用することとしております。

ヘッジ手段とヘッジ対象：当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。

ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象……借入金、外貨建予定取引

ヘッジ方針：金利変動リスク及び為替相場変動リスクの低減のため、対象資産、対象負債の範囲内でヘッジを行っております。

なお、ヘッジ取引の実行に際しましては取締役会での承認を受けております。

ヘッジ有効性評価の方法：金利スワップについては、ヘッジ対象のキャッシュフロー変動の累計と、ヘッジ手段のキャッシュフロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を判断しております。また、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であることを確認し、ヘッジの有効性を判断しております。

(6) 消費税等の会計処理方法

税抜き方式を採用しております。

(7) 千円単位（未満切捨て）としております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

(千円)

担保に供している資産		担保権によって担保されている債務	
種類	期末残高	内容	期末残高
売掛金	726,423	長期借入金	34,040,000

*長期借入金には、1年以内に返済する予定の長期借入金を含みます。

*上記以外に人工衛星保険契約に基づく保険金支払請求権を担保に供しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

(千円)

	売掛金	未収入金	未払金
日本放送協会	150,064	24	30,734
株WOWOW	142,564	-	-

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社との取引高は次のとおりであります。

(千円)

	売上高	その他営業取引高
日本放送協会	1,637,071	412,943
株WOWOW	1,554,940	24,471

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

発行済株式 普通株式 300,000 株

(2) 事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 300,000 千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金

- ・ 1株当たりの配当金額 1,000 円

(3) 事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年6月26日開催の第27回定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

- ・ 配当金の総額 510,000 千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たりの配当金額 1,700 円

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払費用	18,819 千円
金利スワップ債務	147,103 千円
退職給付引当金	28,633 千円
シンジケートローン組成手数料	133,358 千円
減損損失	15,996 千円
減価償却超過額	39,636 千円
資産除去債務	54,255 千円
未払事業税	53,449 千円
その他	1,230 千円
繰延税金資産合計	<u>492,483 千円</u>

(繰延税金負債)

為替予約資産	21,956 千円
資産除去債務に対応する除去費用	36,123 千円
繰延税金負債合計	<u>58,080 千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>434,403 千円</u>

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な銀行預金等の資金運用を原則とし、長期資金運用方針は役員会付議事項としています。また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスク、外貨建予定取引の為替相場変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。売掛金回収状況については月次で売掛金回収報告により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	15,804,868	15,804,868	-
② 売掛金	1,093,220	1,093,220	-
③ 未払金	1,236,774	1,236,774	-
④ 未払法人税等	864,479	864,479	-
⑤ 長期借入金	34,040,000	34,040,000	-
⑥ デリバティブ取引	△408,709	△408,709	-

(注1) 長期借入金には、1年以内に返済する予定の長期借入金を含みます。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△を付して示しております。

(注3) 預り保証金(貸借対照表計上額1,072,921千円)は契約の解約時期の見積もりが困難であり、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

① 現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 未払金及び④未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利の借入であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、金利変動リスクに対しては金利スワップによるヘッジを実施しておりますが、特例処理ではないため別途、デリバティブ取引の時価評価の対象としております。

⑥ デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

ヘッジ会計が適用されているもの：決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	14,040,000	10,920,000	△480,415	取引先金融機関から提示された価格等によっている。
	為替予約取引 買建米ドル	外貨建予定取引	889,354	-	71,706	

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 取引の内容

親会社及び法人主要株主等

(千円)

	会社等の名称	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	日本放送協会	放送業	被所有 直接 49.9%	兼任役員 4 人 放送衛星の利用等	売上高 基幹放送局提供収入 アップリンク・EPG 収入	1,108,404 528,667	売掛金	150,064
	株WOWOW	放送業	被所有 直接 19.6%	出向役員 1 人 兼任役員 3 人 放送衛星の利用等	売上高 基幹放送局提供収入 アップリンク・EPG 収入	1,058,400 496,540	売掛金	142,564

(2) 取引条件の決定方針

親会社及び法人主要株主等

売上高の各項目につきましては、設備の取得経費及び運用経費他を勘案し、一般的取引条件を参考に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 106,975 円 70 銭
(2) 1株当たりの当期純利益金額 6,703 円 25 銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月4日

株式会社放送衛星システム

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青柳淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社放送衛星システムの2019年4月1日から2020年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査チームその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、常勤役員会、その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年 6月 8日

株式会社 放送衛星システム 監査役会

常勤監査役 相原 和博

印

監査役 畠山 和久

印

監査役 尾上 純一

印

(注) 監査役 相原和博、尾上純一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。